

八王子学園都市大学運営委員会開催要綱

(目的)

第1条 八王子学園都市大学学則第3条の規定に基づき、八王子学園都市大学(以下「学園都市大学」という。)の重要事項の円滑かつ効率的な実施及び学園都市大学の専門的な事項の連絡調整を行うため、八王子学園都市大学運営委員会(以下「運営委員会」という。)を開催する。

(運営委員会の連絡調整事項)

第2条 運営委員会は、次の事項を調整する。

- (1) 八王子学園都市大学評議会(以下「評議会」という。)で意見聴取する重要案件の調査及び研究並びに意見交換
- (2) 学園都市大学に係る専門的な事項の調整(前号に掲げるものを除く。)

(運営委員会の構成)

第3条 運営委員会は、次の参加者をもって構成する。

- (1) 大学コンソーシアム八王子加盟各大学等の実務担当者
- (2) 八王子市市民活動推進部学園都市文化課長
- (3) 八王子市学園都市文化ふれあい財団学園都市振興課長

2 前項の参加者の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 市長が必要と認めるときは、参加者以外の者を運営委員会に参加させることができる。

(座長及び副座長)

第4条 運営委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、参加者の互選により選任する。

(運営委員会の運営)

第5条 運営委員会は、市長が招集する。

2 市長は必要に応じ、運営委員会に専門部会を置くことができる。

3 専門部会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(運営委員会の庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。